

2019年9月

相続税申告の手順と 財産分けのポイント

A & K パートナーズ税理士法人
秋山税理士事務所
(株) 秋山総合研究所

1. 相続開始後の手続き
2. 相続人の範囲
3. 相続の承認・放棄
4. 相続分
5. 財産分けの流れ
6. 遺言



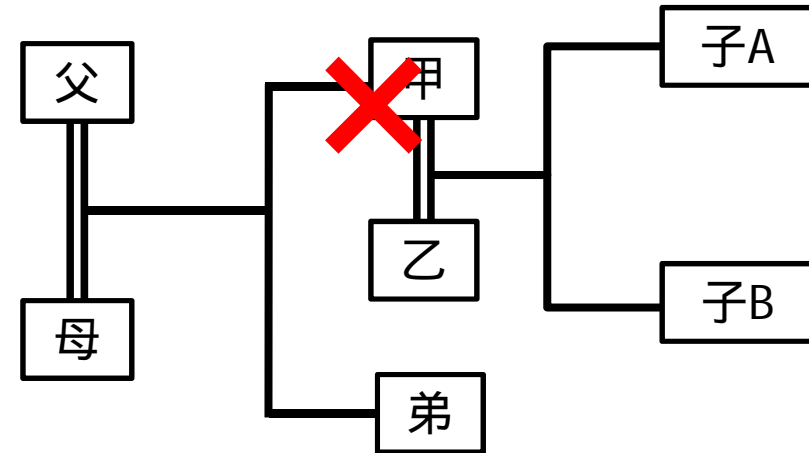
1. 相続開始後の手続き

期間	日程	法要等	相続・申告・登記等	留意事項
1ヶ月	2019年 2月10日	相続開始 通夜・葬儀 告別式 初七日	死亡届 役員変更登記	7日以内に市町村へ 2週間以内に法務局へ
2ヶ月		四十九日法要 (形見分け・香 典返し・納骨)	予定納税の確認 (減額申請等) 遺言の有無の確認…………… 保険金・年金請求	第1期予定納税:減額申請7月15日 第2期予定納税:減額申請11月15日 勝手に開封しないで下さい。 家庭裁判所の検認が必要です。
3ヶ月			遺産の概算評価 放棄又は限定承認	3ヶ月以内に家庭裁判所へ申述
4ヶ月	2019年 6月10日 ……………	百か日法要	相続人の確定 青色申告承認申請 準確定申告と納付…………… 相続税の概算	戸籍謄本調査 4ヶ月以内
			遺産の調査評価・鑑定 役員死亡退職金等の決定 遺産分割協議書作成	
10ヶ月	2019年12月10日		相続税申告納付	
			遺産の名義変更手続き	

2. 相続人の範囲

(1) 相続人の範囲の基礎

相続人の範囲		順位
配偶者		常に相続人
血族	子	第一順位
	直系尊属	第二順位
	兄弟姉妹	第三順位



(2) 代襲相続

意義	被代襲者
相続人となるべき者(被代襲者)が相続開始時に死亡その他の事由により相続権を失っているとき、その者の直系卑属(代襲者)が、その者と同順位で相続人となることをいう。	被相続人の子
	被相続人の兄弟姉妹

代襲原因・・・相続開始以前の死亡、相続欠格、推定相続人の廃除
再代襲・・・被相続人のひ孫らは再代襲あり。兄弟姉妹の孫らには認められない

3. 相続の承認・放棄

(1) 相続人の選択肢

区分		内容
相続の承認	単純承認	相続財産・債務を全面的に承継する意思表示
	限定承認	家庭裁判所に相続財産の範囲において債務及び遺贈の義務を負担する意思表示
相続放棄		家庭裁判所にはじめから相続人にならなかったものとみなされる意思表示 (代襲相続の原因になりません。)

法定単純承認(民法921条)

次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

相続人が相続財産の全部又は一部を処分()したとき。

相続人が熟慮期間(3か月)内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。

限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私的にこれを消費し又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき。

被相続人の借入を相続財産から弁済した場合も処分に該当する。

(2) 相続放棄

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、
初めから相続人とならなかったものとみなす。(民法939条)



相続財産とは無関係となるため、被相続人が多額の借入金を残した場合、借入金の返済をする必要はありません。そのかわり、プラスの財産も受けることができなくなります。

手続方法

相続財産の調査

…どのような財産・債務の状況か、把握する必要があります。

熟慮期間(相続開始を知った時から3月以内)の延長

相続放棄の申述書の作成・申述

…被相続人の除籍謄本、住民票除票等の提出が必要です。

家庭裁判所からの照会への回答

相続放棄の受理

(3) 限定承認

相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。(民法922条)



財産 3,000万円	債務 5,000万円
---------------	---------------

単純承認・・・債務超過分2,000万円について相続人の固有財産から返済

限定承認・・・債務は相続財産の金額を限度とするため、3,000万円を返済

限定承認のメリット

相続財産の全体がプラスなのか、マイナスなのかわからない場合に限定承認することで、最終的に財産全体がプラスの場合はそのまま相続し、財産全体がマイナスの場合は相続財産の範囲で債務の支払をすることができる。

4. 相続分

(1) 指定相続分と法定相続分

指定相続分・・・被相続人の意思により、遺言で定められた相続分(民法902条)
(ただし、遺留分に関する規定に違反することはできない。)

法定相続分・・・民法により定められた相続分(民法900条)



分割協議が成立しない場合は、
家庭裁判所により法定相続分による分割となる場合がある。

(2) 法定相続分

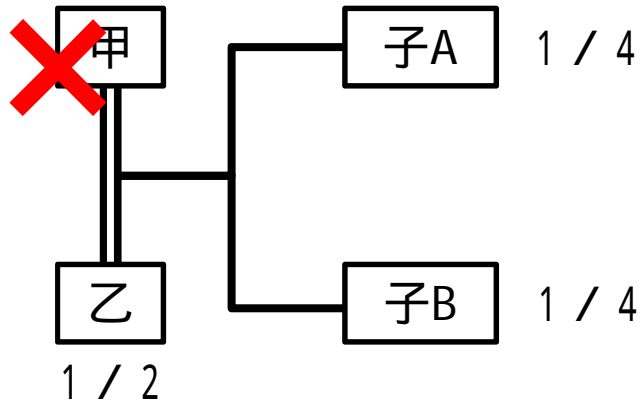
	配偶者の法定相続分	それ以外の相続人の法定相続分(合計)
配偶者と子	1 / 2	1 / 2
配偶者と直系尊属	2 / 3	1 / 3
配偶者と兄弟姉妹	3 / 4	1 / 4

- 1 同順位の相続人が複数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。
- 2 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

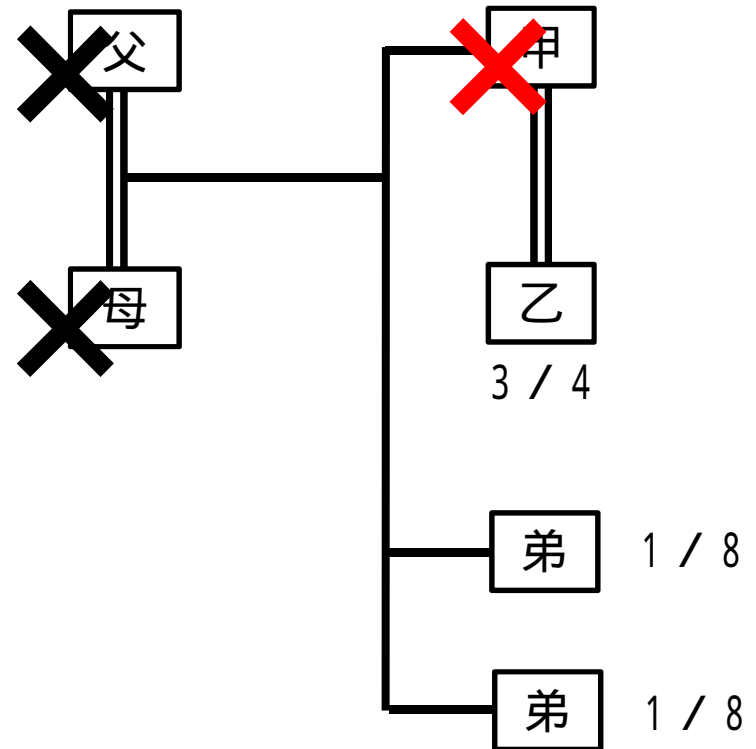
4. 相続分

(3) 法定相続分の例

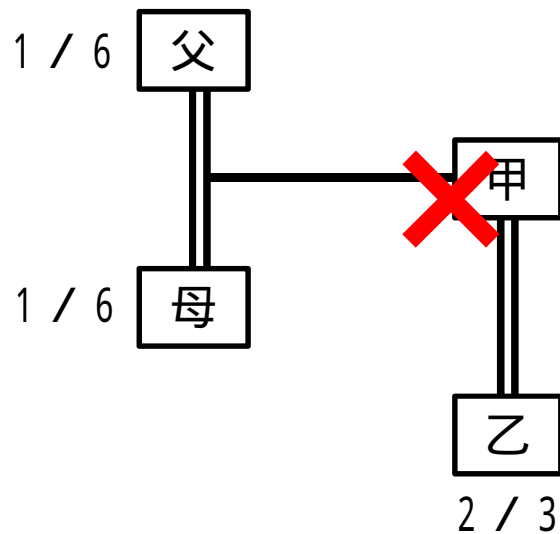
配偶者と子



配偶者と兄弟姉妹

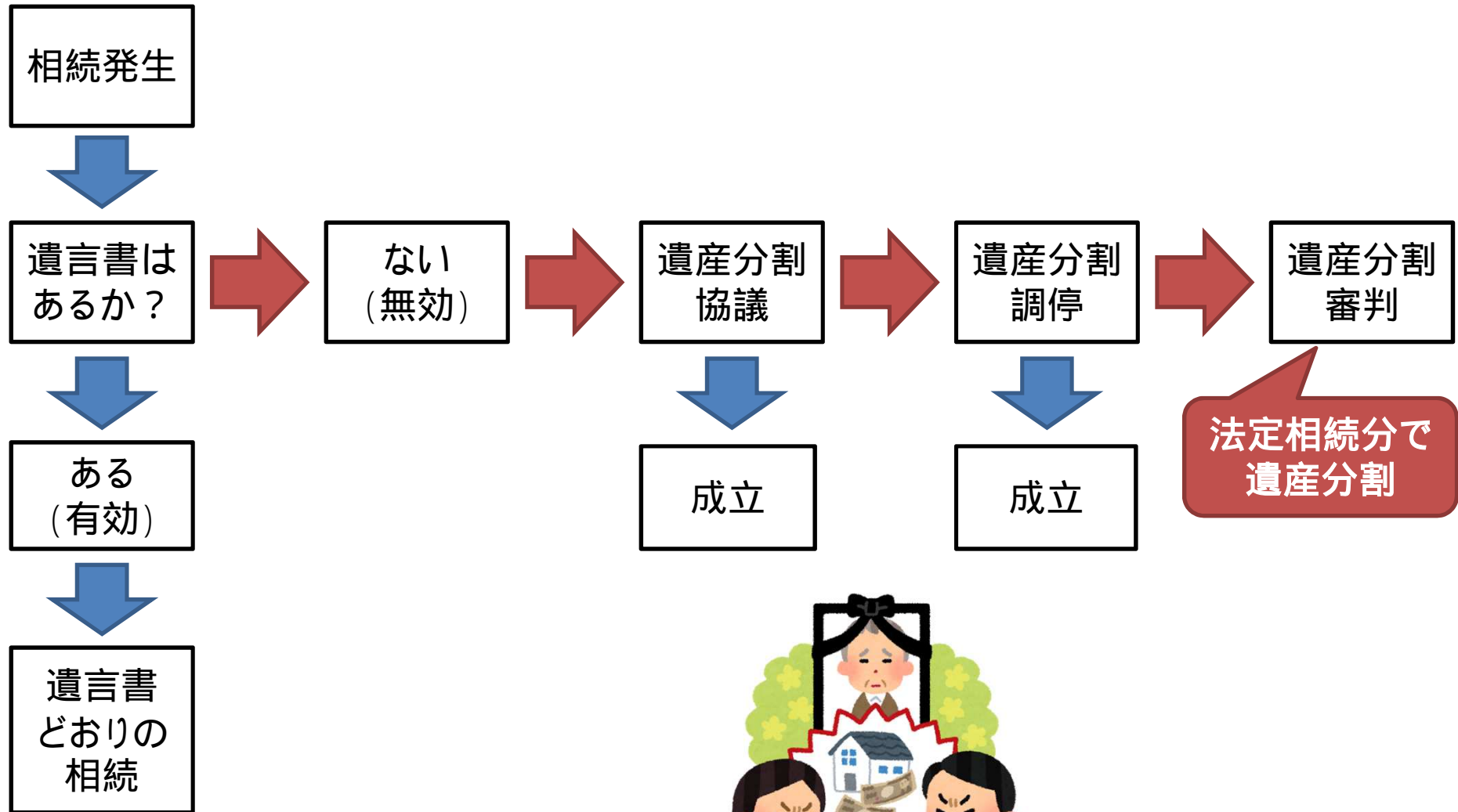


配偶者と直系尊属



5. 財産分けの流れ

(1) 相続人の選択肢




(1) 遺言書の例

遺言書

遺言者 山下〇一は次の通り遺言する。

1. 妻 山下 子(昭和 年 月 日生)には以下の財産を相続させる。
現金 100万円
2. 長男 山下 郎(昭和 年 月 日生)には以下の財産を相続させる。
現金 60万円
3. 長女 山下×江(昭和×年×月×日生)には以下の財産を相続させる。
現金 20万円
4. その他遺言者に属する一切の財産は、妻 山下 子に相続させる。
5. 遺言執行者として、妻 山田 子を指定する。
6. 付言事項

郎が×江より相続分が多いのは、私と 子と同居し生活の面倒を見てくれたからである。×江はどうか理解して下さい。 郎は、今後もお母さんを助けてあげてください。

年 月 日
東京都世田谷区等々力 丁目 番号
遺言者 山下〇一 

(1) 遺産分割協議書の例

遺産分割協議書

被相続人 山下〇一(年〇月 日死亡、最後の住所 東京都世田谷区等々力 丁目 番 号)の遺産については、同人の相続人全員において分割協議を行った結果各人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することを決定した。


1. 相続人 山下 子が取得する財産
現金 100万円
2. 相続人 山下 郎が取得する財産
現金 60万円
3. 相続人 山下×江が取得する財産
現金 20万円
4. 相続人 山下 子は、被相続人 山下〇一の葬儀費用を負担する。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

年 月 日

東京都世田谷区等々力 丁目 番 号 山下 子 

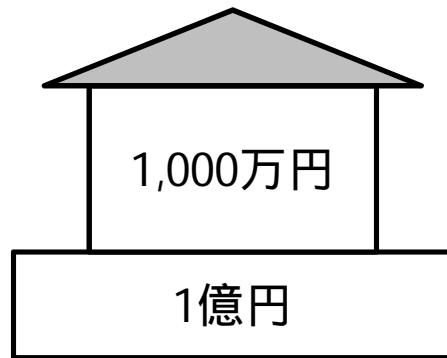
東京都世田谷区等々力 丁目 番 号 山下 郎 

神奈川県横浜市青葉区新石川 丁目 番 号 山下×江 

6. 遺言

遺書言をつくと...

相続財産



預金 3,000万円

【相続人】

妻(同居)、長男(同居)、
次男(別居)

遺言書

1. 土地は妻に相続させる
2. 建物は長男に相続させる
3. 預金は長男に1,000万円、
次男に2,000万円相続させる

遺言者 父

	土地	建物	預金	合計
妻	1億円	-	-	1億円
長男	-	1,000万円	1,000万円	2,000万円
次男	-	-	2,000万円	2,000万円
合計	1億円	1,000万円	3,000万円	

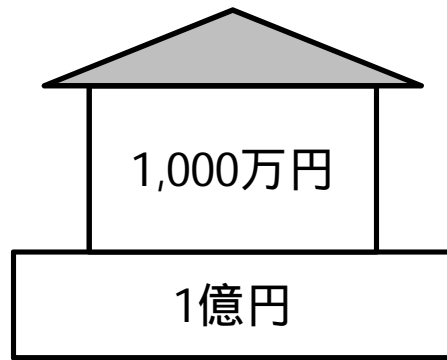
・相続人全員の合意がなくとも遺産分割ができる！！

・遺言が原因でもめる家族は、遺言がないともしっかりもめる。

6. 遺言

遺言書がないと…
分割協議が必要

相続財産



預金 3,000万円

【相続人】

妻(同居)、長男(同居)、
次男(別居)

	土地	建物	預金	合計
妻	5,000万円	500万円	1,500万円	7,000万円
長男	2,500万円	250万円	750万円	3,500万円
次男	2,500万円	250万円	750万円	3,500万円
合計	1億円	1,000万円	3,000万円	

不動産が共有になってしまうと…

不動産共有のデメリット



共有者の承諾を得なければ
売却や大型修繕等ができない

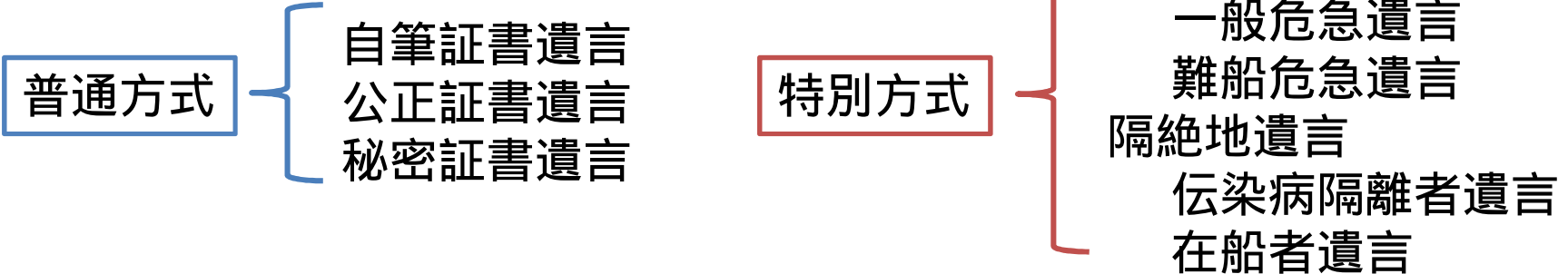


他の共有者の相続により、持分が分散する



共有解消のために、
多額の納税が必要になる場合がある

遺言の種類



	自筆証書遺言()	公正証書遺言	秘密証書遺言
特徴	遺言者が自ら手書きするもの(財産目録はパソコン可)	公証人に口授し、作成してもらうもの	自ら作成・封じた遺言を公証人に確認してもらうもの
メリット	<ul style="list-style-type: none"> いつでも簡単に書ける 費用がかからない 遺言の存在を秘密にできる 	<ul style="list-style-type: none"> 有効な遺言が残せる 偽造がない 検認手続き不要 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言内容の秘密が守れる 代筆、パソコン等でも可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 不備があると無効になる 紛失・偽造の可能性あり 検認手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 費用がかかる 証人2人の立会が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 不備があると無効になる 証人2人の立会が必要 検認手続きが必要

()財産目録のパソコン作成は、法施行日2019年1月13日以後に作成されたものに限り、2020年7月10日から、法務局で自筆証書遺言の保管制度が開始されます。

円満な遺産分けのポイント

1. 被相続人は「遺言嫌い」

遺言を残すことの重要性を理解してもらう事が重要
遺言を作成するまでが一つの勝負

2. 被相続人は遺言をしたことを知られることを嫌がる

秘密を守れる体制を確保し、安心して遺言を残せるようにする

3. 遺言書には各相続人の事情を考慮する

同居の長男には家や車を買ったが、嫁いだ長女には何もしていないなど

4. 遺言書は介護してくれた相続人に報いる内容にする

介護した相続人の寄与分を考慮する
介護費用ノートを作成、介護用口座開設など、実態を可視化

5. 遺留分に配慮する

相続には残された人の生活保障の意義があります

6. 奪い合えば足りぬ、分け合えば余る

多少の不満があっても、昔話と感情を脇に置いて早期の合意を！

おわりに・・・

故人の思いの詰まった財産を円滑に分け合うには時間がかかる場合があります。あらかじめ遺言書やエンディングノートの作成をお勧めいたします。

財産分けや納税額の概算など、初回無料相談を実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

A & K パートナーズ税理士法人
秋山税理士事務所
電話：03-3702-7011
メール：info@akiyama-akp.or.jp

